

訪問看護ステーションゆいまーる運営規定

(事業の目的)

第1条 ゆいまーる株式会社が開設する訪問看護ステーションゆいまーる（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションゆいまーる
- (2) 所在地 大分県大分市高江北2丁目 4712-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼看護師）1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 常勤換算2.5以上
看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
(12月31日から1月2日までを除く。)

但し、営業日外であっても相談に応じてサービスを実施する。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、営業時間外であっても相談に応じてサービスを実施する。

(3) 電話等により、24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(訪問看護の利用料等) **※介護保険**

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

(※厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

2 死後の処置料は、15,000円とする。

3 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画の定めるとおりとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者

(訪問看護の利用料等) **※医療保険**

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、法で定める額とする。

2 利用料については、サービスを提供する前に、利用者またはその家族に対して内容及び費用について説明を行い、理解を得るものとする。

3 死後の処置料は、15,000円とする。

4 指定訪問看護等に自動車を使用した場合の交通費は、別途参照とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大分市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情処理に関する事項)

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載および事業所内に掲示する等により、利用者およびその家族に周知する。

2 前項の利用者からの要望、苦情等を受付けた場合には、その内容等について記録し保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に、看護師等または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- ①虐待防止に関する研修 年1回
- ②権利擁護に関する研修 年1回
- ③認知症介護に関する研修 年1回
- ④介護予防に関する研修 年1回
- ⑤その他の研修

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ゆいまーる株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間保管するものとする。

附則 この規程は、令和6年4月25日から実施する。